

危機的状況にある中小建設業者の窮状打開に関する要望

平素より中小建設業界に対し格別のご理解の下、諸施策の推進を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、建設業界は、これまで長年にわたり公共事業予算の削減・抑制が続く中において、特に公共事業への依存度が極めて高い中小建設業者は、常に危機的な状況に追い込まれておりました。近年では、全国各地において自然災害が頻発しており、公共施設整備の必要性が叫ばれ、平成26年度以降は微増ながら公共事業予算は6年連続で増額計上され、令和2年度においては、防災・減災、国土強靱化緊急対策の3ヶ年度目として、必要額が計上され、公共施設の整備が着実に実施されることが期待されます。

国民の生命・財産を守るため、国土強靱化、防災・減災、老朽化対策の他、各地で発生した自然災害に必要なインフラ整備が進められており、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック関連施設なども着実に整備が進められております。

一方、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化などのための新・担い手3法が成立するとともに、社会保険未加入対策、設計労務単価の引上げ、工期の平準化、改正品確法運用指針の策定の検討など多くの施策が実現していることは、我々中小建設業にとって大変有意義なことであり、我々もこれにに応じていく必要があると考えているところであります。

しかしながら、まだまだ中小建設業界をめぐる情勢は、非常に厳しいものがあります。これからも優良な中小建設業者が生き残り、特に災害時にあつては地域住民の先頭に立って安全・安心を守り、また、地域における主要産業として雇用を守るなど「社会に貢献する力強い地場産業」として、その役割を果たして行くことができるよう、各事項について特段のご配慮を賜りますようお願い致します。

また、中小建設業は都道府県・市町村からの受注が多いことから、地方公共団体に対して、発注関係事務の運用指針などの国の施策の趣旨が浸透するよう、更なる周知徹底について、併せてご指導方よろしく願いいたしますとともに、働き方改革に関する受発注者において取り組むべき事項についても、国・地方自治体・民間が足並みを揃え実施していただけるようご指導・ご協力を賜りますようお願いいたします。

一 継続した公共事業予算の大幅な確保と地域の雇用と受注機会の確保

令和元年度補正予算においては、台風15号と台風19号の災害復旧での改良復旧の活用や台風被害を教訓とする防災・減災、国土強靱化の強化のために公共事業関係費を大幅に計上いただくとともに、令和2年度本予算で公共事業関係費を大幅に増額して頂いたことに、大変感謝申し上げます。今後とも、安定的に継続して確保していただくとともに、全国すみずみまで切れ目なく、地域の雇用と中小建設業者の受注機会のさらなる確保を図っていただきたくお願いいたします。

一 工事発注及び引渡時期の平準化

○ 工事発注及び引渡時期の平準化

現在の工事発注は単年度予算のため、ほとんどの工事の工期が年度末に集中し、端境期である4月から6月は工事が極端に少なく、繁忙期と限られた技術者・技能者での受注量は決まってくるため、受注体制が図られず経営に大変支障をきたしております。平準化のため債務負担行為の活用等の予算を計上していただいておりますが、今後も、計画的な工事発注や適切な工期設定、更なる債務負担行為の活用等により工事発注及び引渡時期の平準化を図っていただき、人材・機材を効率的に活用し現場の生産性の向上を実現させ、また週休2日制の導入などで労働環境が改善されることで、担い手の入職促進につながるよう、年度初めの閑散期、年度末の繁忙期の解消を図っていただくようお願いいたします。

また、地方公共団体に対しまして、債務負担行為・繰越明許費の活用等により平準化を図るよう指導していただきますようお願いいたします。

○ フレックス工期の積極的な活用

受注工事の工期の設定によっては、監理技術者等の配置など苦慮しているところであり、余裕期間と工期をあわせた十分な全体工期の設定制度（フレックス工期）を積極的に活用していただきたくお願いいたします。

一 設計積算関係

○ 設計労務単価・施工単価・安全費・一般管理費の更なる引上げ

設計労務単価につきましては、平成25年度から全職種で7年連続大幅に引上げていただき感謝申し上げます。

しかし、これまで長年にわたる公共事業予算の縮減、過当競争や人手不足等により、まだまだ実勢労務単価と大きく乖離しています。技術・技能の伝承や、若者の建設業への入職が促進されるなど地域の中小建設業が生き残れるよう、現状にあった設計労務単価の見直しを図っていただきたくお願いいたします。

また、地域への配慮や安全対策に時間を要し実作業時間が短くなる傾向にある現場が多くなっており、施工単価（作業代価）が現場の現状に合わなくなってきました。施工単価の引き上げとともに、安全費の見直し（率だけではない）、一般管理費率の引き上げがなされなければ、経営の安定化が計れません。

○ 週休2日の補正係数の見直し

働き方改革として週休2日の労務費補正係数は1.05とされているが、週休2日で休みが増え就業者にとっては良い反面、1.05では所得が下がります。他産業と比べて離職率が上がり、担い手がいなくなり建設業が立ち行かなくなるのではないかと考えられます。中小建設業者に配慮した処遇改善も図れるよう労務費及び現場経費の割増補正係数1.2以上への見直しをお願いします。

○ 働き方改革適合のための施工代価の標準時間の見直し

大都市の直行直帰が不可である業種においては1日当たりの標準作業時間の改善が必要です。1日の拘束時間が12時間（実働11時間のうち残業3時間）、月稼働日数21.6日（1年単位の変形労働時間採用時、かつ休日労働を含まない）で月64.8時間の残業となり上限規制（月45時間）に適合しません。さらに現場代理人は、プラス α として書類整理、作成の時間が生じます。

施工単価の基準となる施工代価の標準時間（国土交通省が定めている標準作業時間8h/日）を改正労働基準法に適合できるように見直し（1日当たりの実作業時間を5時間）をお願いします。見直しがなされなければ、大部分の中小建設会社は時間外労働の罰則付上限規制に抵触してしまいます。

○ 小規模工事の歩掛り及び小規模工事施工パッケージ型積算方式の見直し

今後も、維持修繕工事、除雪などメンテナンス工事等の小規模工事の発注が多くなると想定されますが、小規模工事への施工パッケージ型積算の改善がなされたことは、大変感謝しております。

更なる小規模工事施工パッケージ型積算方式の拡充を図っていただくようお願いするとともに、是非とも小規模工事用の歩掛りの見直しをお願いいたします。

○ 中小規模工事の調査の見直し

設計労務単価や歩掛などの調査では、大規模、中小規模一律の平均単価が採用されていますが、例えば2億円未満、2億円以上の区分で調査するなど、中小規模工事の調査を見直して資機材単価・労務単価や歩掛などを設定していただきたい。

一 新・担い手3法関係

○ 発注関係事務の運用指針の適正な実行

新・担い手3法が成立し、国土交通省を始めとする行政機関において担い手確保・育成対策が種々講じられており、これらの施策が着実に実施されることが必要不可欠であると考えます。

我々、中小建設業は都道府県・市町村からの受注が多いことから、特に地方公共団体に対して、本法、発注関係事務の運用指針など国の施策の趣旨が末端の担当者まで浸透し、適正な契約が実行されるようご指導よろしく願いいたします。

○ 働き方改革推進

働き方改革を推進するためには、工事発注及び引渡時期の平準化、適正工期の設定、適切な積算単価の設定、作成書類の簡素化、総合評価制度の見直し、適切な設計変更対応など発注者の理解と協力並びに地方・民間発注者への指導・徹底が図られるようお願いいたします。

また、民間発注における建築工事等についても速やかに浸透するよう周知徹底・指導をお願いいたします。

○ ダンピング排除

新・担い手3法により、公共工事のダンピング受注の防止の強化策を図っていただいたところでありますが、公共工事の現在の入札制度では、利益を度外視した低価格での応札（ダンピング）にならざるを得ない状況になっております。また、民間工事でも同様に、発注者側が「低価格であれば良い」という方向でダンピング受注に走る状況であります。このような状況について公正かつ適正な取引へと改め、適正な利潤が確保できるような方策を図っていただきたくお願いいたします。

○ 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引き上げ、上限拘束性の撤廃、予定価格の事前公表の廃止

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の下限を予定価格の95%以上に引き上げるようお願いいたします。

また、予定価格を算出する積算に使用する資材単価、労務単価は市場価格と大きく乖離していることから市場価格を反映した適切な積算をお願いするとともに、予定価格以上でも落札できる多様な入札契約制度の導入をお願いいたします。

なお、地方公共団体の一部ではまだ予定価格が事前公表されている実態がありますが、その時点で入札価格が決まってしまうため廃止をお願いいたします。

更に、予定価格にとらわれない、上限拘束性の撤廃をお願いするとともに、受注者が偏ってしまう総合評価方式を見直していただきたい。

○ 就労環境の改善

これまで時間外労働時間の上限規制の適用対象外だった建設業にも、5年の猶予期間を経て上限規制が適用されることとなりますが、これに対応するためには計画的な工事の発注や適正工期の設定、生産性の向上、作成書類の簡素化などの施策が必要であります。

また、若者の入職を促進し担い手が確保できるよう、週休2日制の推進、新しい3K（給与がよい、休暇がとりやすい、希望が持てる）に積極的に取り組み、就労環境の改善に資する施策の実施をお願いいたします。

一 技術者資格取得要件の緩和等

○ 技術者資格取得要件の緩和

若年者の雇用を確保するためには、資格を早く取得させることが必要と考えます。平成30年度からは全ての種目で年2回実施されることとなり大変感謝しておりますが、2級実地試験についても早期受験が可能になるようお願いいたします。

また、実務経験を積み国家資格相当であると認められる高い技術力を有する技術者については、特例措置により資格が得られるなど、更なる資格取得要件の緩和をお願いいたします。

○ 建退共制度の退職金の増額

建退共制度は、建設業の事業主が労働者の働いた日数に応じて掛け金の積み立てが行われ、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに退職金が支払われる仕組みです。しかし、40年働いても6百万円程度と他産業と比較して少ない額であることから、掛け金の増額など建退共制度の見直しを図っていただきたくお願いいたします。

一 提出書類の簡素化

発注者へ提出する書類が大変多く、年度末の繁忙期には現場技術者等の負担が増加することとなるので、国が進めている「工事関係書類の削減について土木工事における受発注者の業務効率化（平成22年9月29日通達）」を再度、国・地方公共団体に周知・指導いただき、さらなる書類の簡素化を図っていただけるようお願いいたします。

一 災害関係

全国各地で多発する自然災害に対して、地域の守り手としてその役割を果たすために、地域企業の育成や地域防災対応システムの構築並びに建設業の社会貢献について、業界も広報に努めておりますが、行政側も地域住民に対して積極的な広報活動をお願いいたします。

また、応急復旧工事に当たっては、積極的に出動する体制を整え、的確な指示による対応を考えておりますので、国・地方公共団体の連携方よろしくお願いいたします。

以上